令和７年（フ）第３５９号
愛媛県伊予市米湊851番地２
破産者　有限会社郡中タクシー
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６号
愛媛県松山市安城寺町1743番地10
破産者　亡藤江衛相続財産（破産手続開始決定時　藤江　衛）
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
愛媛県松山市正円寺三丁目８番25号
破産者　有限会社ライズ技研
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２０１０号
東京都板橋区弥生町33番３号三春ビル５Ｆ
破産者　株式会社ＣＯＣＯＲＯ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７９号
東京都調布市国領町八丁目２番地９－１－1102
破産者　株式会社Ａ＆Ｙみそのや
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８０号
東京都調布市国領町８丁目２番地９ライフタウン国領１－1102
破産者　吉田　明代
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７０号
東京都府中市緑町２丁目15番地の８梶ハイツ105
破産者　小澤　佳子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１５号
東京都あきる野市山田902番地５
破産者　小野　幸子（旧姓皆川、甲田）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１７号
東京都西東京市新町１丁目４番１－401号
破産者　神谷　芳美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２７号
東京都三鷹市下連雀９丁目２番11号サンコーポミナミ402
破産者　新井田　貢
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６３号
横浜市神奈川区神大寺４丁目20番63号グリーンハイツⅡ102
破産者　株式会社Ａｔ・Ｆａｉｔｈ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９６号
京都市山科区西野櫃川町58番地39
破産者　ファイブホーム株式会社
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４３７号
北九州市門司区永黒２丁目12番13―103号
破産者　勅使河原亮太
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６４号
北九州市小倉北区黒原３丁目１番７―306号、前住所北九州市小倉北区片野３丁目４番８－302号
破産者　久保　　楓
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９０号
栃木県足利市東砂原後町1056番地６　フォンテーヌ　メゾン203
破産者　髙橋　美貴
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９２号
栃木県足利市東砂原後町1056番地６　フォンテーヌ　メゾン203
破産者　髙橋　　隆
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第１３３号
和歌山市西高松１丁目７番15号　レピア高松903号、前住所和歌山市吹上２丁目２番６号
破産者　髙﨑　英俊
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３９５号
和歌山市湊1823番地３　湊コーポ１　303　、前住所和歌山市北島466番地１　北島Ｍ．ＳＢ棟－101号、前々住所和歌山県紀の川市貴志川町岸宮250－29
破産者　ヤマトクリーンサービスこと　山田　武志
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
和歌山県紀の川市桃山町市場638番地１
破産者　盛有建設こと　髙木　有二
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
和歌山県海南市多田741番地36
破産者　ＫＡＲＡＮ建築こと　唐津麻　佳紀
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係